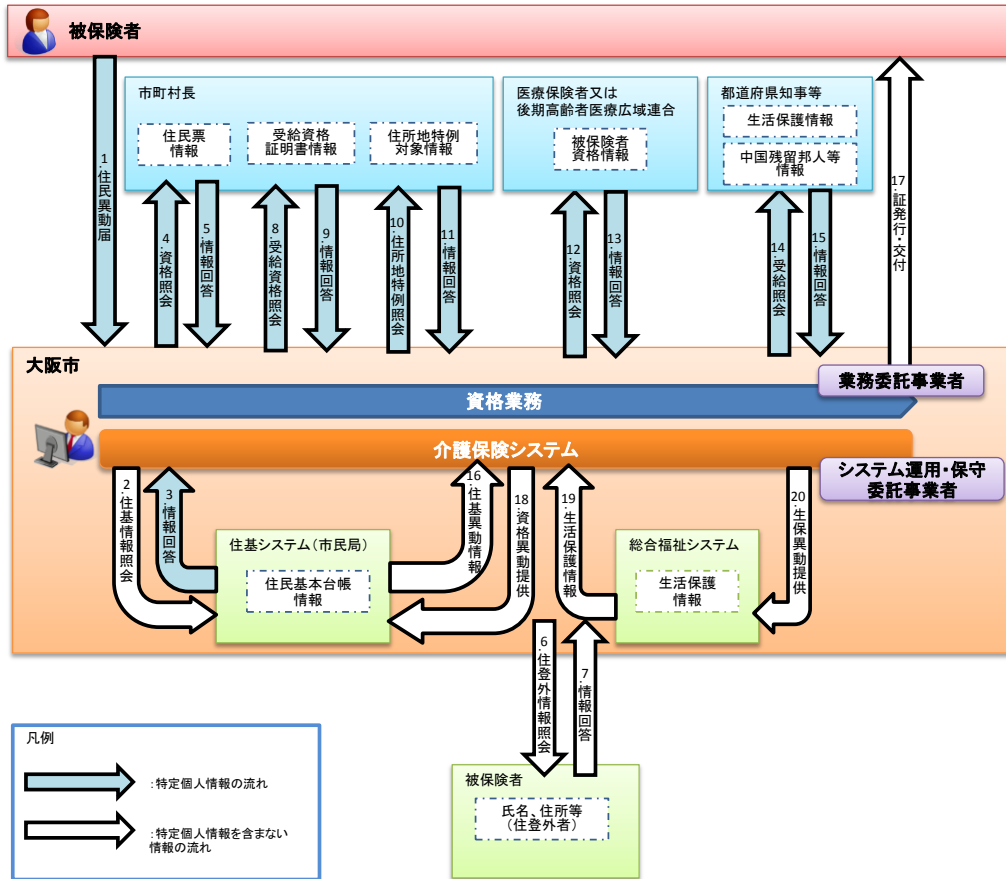


【別添資料】事務内容別 情報連携イメージ図

(1) 資格に係る事務



《住民異動届の受付》

1.被保険者より提出された住民異動届が回付される。

《本市住基システムへの住基情報等の照会・回答(内部連携)》

2.本市住基システム(市民局)に対して被保険者の氏名、世帯情報、住所等を照会を行う。
3.本市住基システム(市民局)からの回答より、氏名、世帯情報、住所等の確認を行う。

《市町村への特定個人情報等の照会・回答》

4.市町村に対して被保険者の氏名、世帯情報、住所等の照会を行う。
5.市町村からの回答より、氏名、世帯情報、住所等の確認を行う。

《住登外情報の照会・回答》

6.被保険者に住登外情報の照会を行う。
7.被保険者に住登外情報の確認を行う。

《市町村への特定個人情報等の照会・回答》

8.市町村に対して、受給資格証明書情報の照会を行う。
9.市町村からの回答より、受給資格証明書情報の確認を行う。
10.市町村に対して、住所地特例情報の照会を行う。
11.市町村からの回答より住所地特例情報の確認を行う。

《医療保険者又は後期高齢者医療広域連合への特定個人情報等の照会・回答》

12.医療保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して、医療保険情報等の照会を行う。
13.医療保険者又は後期高齢者医療広域連合からの回答より、従前の医療保険の資格喪失情報の確認を行う。

《都道府県等への特定個人情報等の照会・回答》

14.都道府県等に対して、生活保護情報、中国残留邦人等情報等の照会を行う。
15.都道府県等からの回答より、生活保護情報、中国残留邦人等情報等の確認を行う。

《本市住基システムからの住基情報等の受付(内部連携)》

16.本市住基システム(市民局)から住基情報等を受付ける。

《被保険者証等の交付》

17.各種情報の照会結果等より被保険者証を発行、交付する。(証交付自体はマイナンバーの導入でどのように運用されるのか明確になっていない。)

《本市住基システムへの住基情報等の提供(内部連携)》

18.介護資格異動(資格取得・喪失)について、本市住基システム(市民局)へ情報提供する。

《本市総合福祉システムからの生保異動情報等の受付・回答(内部連携)》

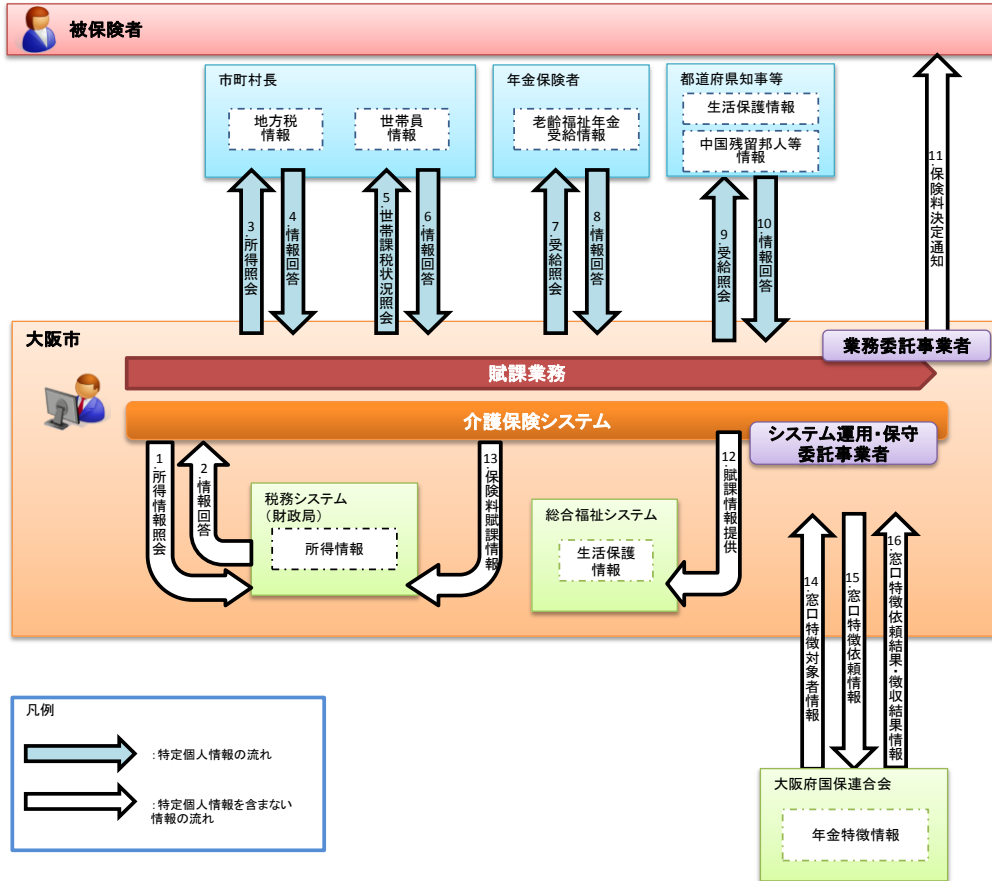
19.生活保護開始又は廃止があった場合、本市総合福祉システム(福祉局)より生保異動情報を受付ける。
20.介護資格異動(資格取得・喪失)について、本市総合福祉システム(福祉局)へ情報提供する。

《その他》

現在、上記以外に想定されるものとして、以下の情報の照会が想定される。

・中国残留邦人等の情報

(2) 賦課に係る事務



《本市税務システムへ所得情報の照会・回答(内部連携)》

- 1.本市税務システム(財政局)へ地方税情報等の照会を行う。
- 2.本市税務システム(財政局)からの回答より、所得情報を確認する。

《市町村への特定個人情報照会・回答》

- 3.市町村に対して、地方税情報等の照会を行う。
- 4.市町村からの回答より、所得情報等を確認する。

《市町村への特定個人情報照会・回答》

- 5.市町村に対して、世帯員情報の照会を行う。
- 6.市町村からの回答より、世帯員情報等を確認する。

《年金保険者への特定個人情報照会・回答》

- 7.年金保険者に対して、老齢福祉年金受給情報の照会を行う。
- 8.年金保険者からの回答より、老齢福祉年金受給情報を確認する。

《都道府県等への特定個人情報照会・回答》

- 9.都道府県等に対して、生活保護情報、中国残留邦人等情報等の照会を行う。
- 10.都道府県等からの回答より、生活保護情報、中国残留邦人等情報等を確認する。

《保険料決定通知》

- 11.各種情報の照会結果等より保険料を算定し、保険料決定通知書を被保険者に送付する。

《本市総合福祉システムへの生保異動情報等の提供(内部連携)》

- 12.本市総合福祉システム(福祉局)へ、保険料賦課情報を提供する。

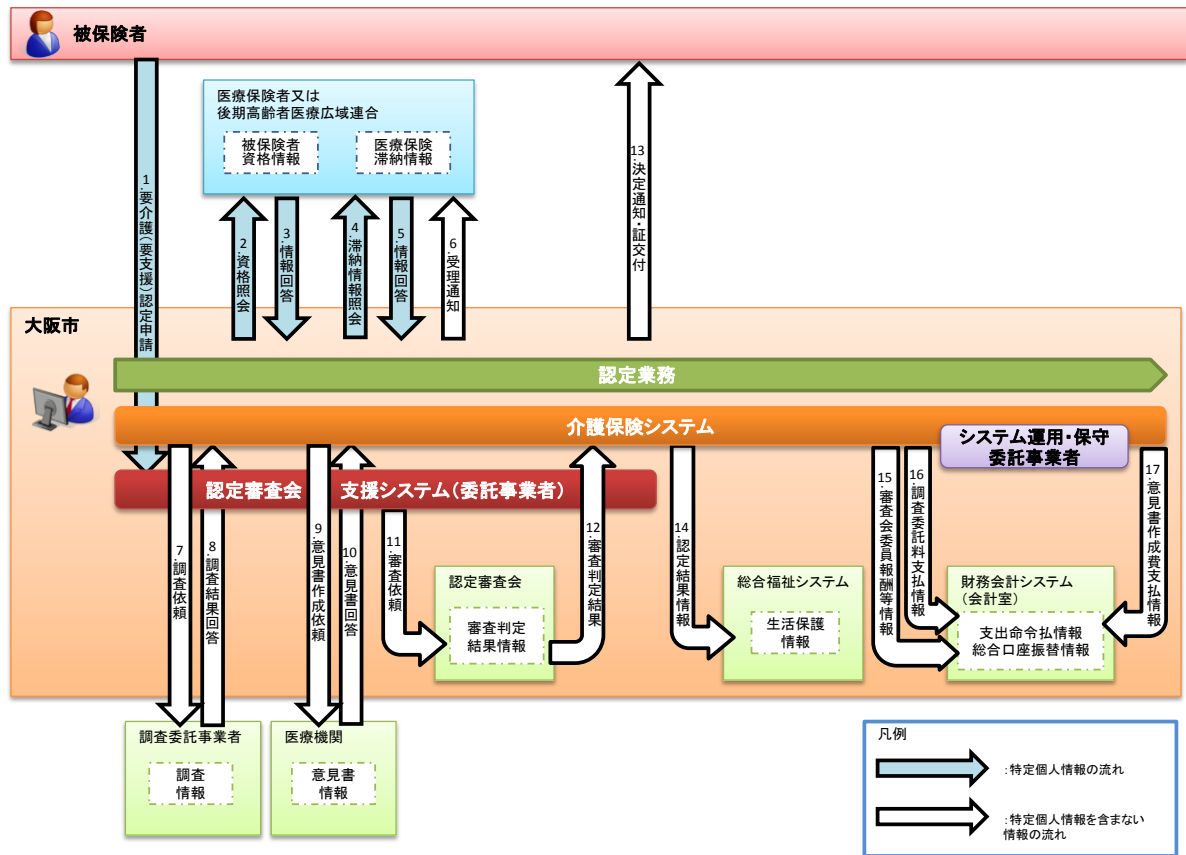
《本市税務システムへ保険料賦課情報の提供(内部連携)》

- 13.本市税務システム(財政局)へ保険料賦課情報の提供を行う。

《国保連合会への窓口特徴情報の依頼・回答》

- 14.国保連合会からの回答より、窓口特徴対象者情報を確認する。
- 15.国保連合会に対して、窓口特徴依頼情報を提供する。
- 16.国保連合会からの回答より、窓口特徴依頼結果及び徴収結果情報を確認する。

(3) 認定に係る事務



《本市認定審査会支援システムへの要介護認定情報等の受付(内部連携)》

1.被保険者より要介護認定等の申請を受付け、認定審査会支援システム(福祉局)に対して、要介護認定情報等を提供する。

《医療保険者又は後期高齢者医療広域連合への特定個人情報の照会・回答》

- 2.医療保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して、第2号被保険者の医療保険資格情報の照会を行う。
- 3.医療保険者又は後期高齢者医療広域連合からの回答により、第2号被保険者の医療保険資格情報の確認を行う。
- 4.医療保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して、第2号被保険者の医療保険の保険料等の滞納情報の照会を行う。
- 5.医療保険者又は後期高齢者医療広域連合からの回答により、第2号被保険者の医療保険資格情報の確認を行う。
- 6.医療保険者又は後期高齢者医療広域連合に対して、受給資格証明書を送付する。

《認定調査の依頼》

7.調査委託事業者に認定調査依頼を行う。

《本市認定審査会支援システムからの認定調査結果情報の提供(内部連携)》

8.調査委託事業者から本市認定審査会支援システム(福祉局)への回答を受け、認定調査結果情報の提供を受ける。

《主治医意見書の作成依頼・回答》

9.医療機関に主治医意見書作成依頼を行う。

《本市認定審査会支援システムからの主治医意見書情報の提供(内部連携)》

10.医療機関から本市認定審査会支援システム(福祉局)への回答を受け、主治医意見書情報の提供を受ける。

《認定の審査・判定》

- 11.認定審査会に審査判定依頼を行う。
- 12.認定審査会からの審査判定結果により、認定結果の確認を行う。

《認定結果通知書・被保険者証等の送付》

13.被保険者等に、認定結果通知書・被保険者証等を発行、交付する。(証交付自体はマイナンバーの導入でどのように運用されるのか明確になっていない。)

《本市総合福祉システムへ認定結果情報等の提供(内部連携)》

14.本市総合福祉システム(福祉局)へ、認定結果情報等を提供する。

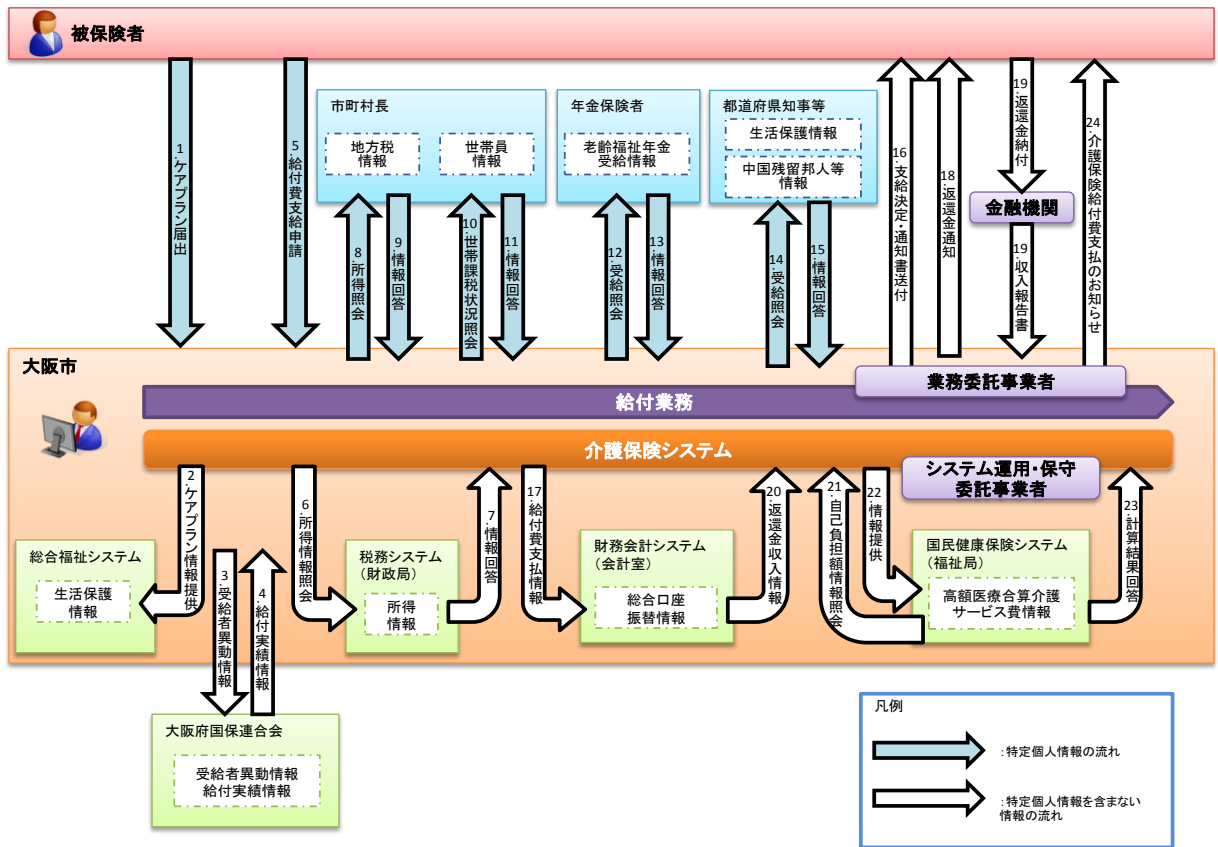
《本市財務会計システムへ総合口座振替情報の提供(内部連携)》

15.本市財務会計システム(会計室)へ、審査会委員報酬等支払情報を提供する。

《調査委託料・意見書作成料の支払》

- 16.本市財務会計システム(会計室)により、認定調査委託料を支払う。
- 17.本市財務会計システム(会計室)により、主治医意見書作成料を支払う。

(4) 給付に係る事務



《ケアプランの受付》

1被保険者よりケアプランの届出を受付ける。

《本市総合福祉システムへのケアプラン情報等の提供(内部連携)》

2被保険者より要介護認定等の申請を受付け、認定審査会支援システム(福祉局)に対して、ケアプラン情報等を提供する。

《国保連合会への受給者異動情報及び給付実績情報等の提供》

3.国保連合会に対して受給者異動情報等を提供する。

4.国保連合会からの回答より、給付実績情報等を確認する。

《高額介護サービス費等の支給申請の受付》

5被保険者より高額介護サービス費等の給付申請を受付ける。

《本市税務システムへ所得情報の照会・回答(内部連携)》

6.本市税務システム(財政局)へ地方税情報等の照会を行う。

7.本市税務システム(財政局)からの回答より、所得情報を確認する。

《市町村への特定個人情報照会・回答》

8.市町村に対して、地方税情報等の照会を行う。

9.市町村からの回答より、所得情報等を確認する。

《市町村への特定個人情報照会・回答》

10.市町村に対して、世帯員情報の照会を行う。

11.市町村からの回答より、世帯員情報等を確認する。

《年金保険者への特定個人情報照会・回答》

12.年金保険者に対して、老齢福祉年金受給情報の照会を行う。

13.年金保険者からの回答より、老齢福祉年金受給情報を確認する。

《都道府県等への特定個人情報照会・回答》

14.都道府県等に対して、生活保護情報、中国残留邦人等情報等の照会を行う。

15.都道府県等からの回答より、生活保護受給情報、中国残留邦人等情報等を確認する。

《保険料決定通知》

16.各種情報の照会結果等より高額介護サービス費等の支給決定し、被保険者に支給決定通知書を送付する。

《本市財務会計システムへ総合口座振替情報の提供(内部連携)》

17.本市財務会計システム(会計室)へ、高額介護サービス費等支払情報を提供する。

《返還金の管理》

18.返還金決定した場合、決定通知書、納付書等を被保険者に送付する。

19.被保険者が納付書により返還金を納付したことを、金融機関から納入済通知書により受ける。

《本市財務会計システムへ総合口座振替情報の提供(内部連携)》

20.本市財務会計システム(会計室)へ、高額介護サービス費等の支払情報を提供する。

《本市国民健康保険システムへ高額医療合算情報の提供・回答(内部連携)》

21.本市国民健康保険システム(福祉局)から提供された高額医療合算申請情報等を受付ける。

22.本市国民健康保険システム(福祉局)へ、自己負担額情報費等を情報提供する。

23.本市国民健康保険システム(福祉局)から高額医療合算療介護サービス費等計算結果を受付ける。

《介護保険給付費支払のお知らせ送付》

24.介護保険のサービスを利用した被保険者に、介護保険給付費支払のお知らせを送付する。

